

平成26年第11回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成26年11月20日

午後2時30分～午後4時06分

場所：昭島市役所 301会議室

昭島市教育委員会

○委員長（紅林由紀子） それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成 26 年第 11 回教育委員会定例会を開会いたします。

皆様、こんにちは。大分朝晩の冷え込みが厳しくなってきました、きょうは午後からあいにくの雨となって、部屋の中も少し薄寒い感じがいたしますけれども、皆さん大丈夫でいらっしゃいますでしょうか。足元のお悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、本日の日程はお手元に配布のとおりでございます。

初めに、前回の会議録の署名についてでございますが、すでに調整を終わり署名も得ておりますのでご了承ください。

次に、委員会規則第 19 条に基づく本日の会議録署名委員であります、2 番の寺村委員と 1 番、私、紅林でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、日程 4 教育長の報告をお願いいたします。

○教育長（木戸義夫） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、来年 4 月 1 日を施行期日として「総合教育会議」が設置をされるということになります。

法律の状況を追ってみますと、まず法律第 1 条 3 において、「地方公共団体の長は」、これは市長ですけれども、「教育基本法第 17 条第 1 項に規定する」、これは教育振興基本計画に規定するということですね、「基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的施策の大綱を定めるものとする」として、これで市長の教育に対する関与が認められているということで大綱を定めると。そして法律第 1 条の 4 第 1 項において、「地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する事項各号に掲げる」、事項各号といいますのは、地方公共団体の長とそれから教育委員ですね、「構成員の事務の調整を行うため総合教育会議を設けるものとする」ということで、1 つは、大綱の策定に関する協議を行う、この総合教育会議ですね。それともう 1 つは、「教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずるべき施策」もう 1 つは、「児童・生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合の緊急の場合に講ずるべき措置、これを協議するための場として総合教育会議を設けるものとする」ということであります。

そして総合教育会議は次に掲げるものを持って構成する、1 つは地方公共団体の長、そして 2 つ目は教育委員会、これは教育長及び 4 人の委員ということになります。第 4 の 3 項として総合教育会議を地方公共団体の長が招集する。

4 の 4 項として、教育委員会はその権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対して協議すべき具体的事項を示して総合教育会議の招集を求めることができる。召集権は市長にあるけれども市長に対して協議すべき事項がある場合には、その招集を求めることが教育委員会に権限としてあるということです。

4 の 5 項として、総合教育会議は第 1 項の協議を行うにあたって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から当該協議すべき事項に関して

意見を聞くことができる。

4の6項として総合教育会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、または会議の構成が害される恐れがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときはその限りではない。原則、公開ということになります。

4の7項として、地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく総合教育会議の定めるところによりその議事録を作成し、これを公表するよう努めなくてはならない。これは努力義務です。

4の8項として、教育総合会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

4の9項として前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し、必要な事項は総合教育会議が定める、ということになります。

かいつまんで申し上げますと、市長、教育長、4人の教育委員を構成員とする総合教育会議を設置し、大綱の策定に関する協議や、教育を行うための諸条件の整備、教育・学術・文化振興のための施策、児童・生徒の身体への被害などの解消や防止のための緊急に講ずべき措置について協議を行う、これが総合教育会議の設置目的ということでもあります。

これは、教育委員会を執行機関として残した上で、どのように地方公共団体の長の教育行政に対する一定の発言権を担保するかというぎりぎりの妥協案として大綱と総合教育会議が創設されることになると、このように言われております。

総合教育会議の事務局をどこに置くか、また会議の開催回数ほどの程度かなど詳細についてはまだ決定をしておりませんが、年明けごろには決定をしていかななくてはならないと考えております。

私のほうからは以上ですが、教育委員会名義使用承認は6件となっておりますのでよろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

教育長の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑並びにご意見やご感想など、何かございますでしょうか。

○委員（寺村豊通） この資料によると、新しい制度の教育長の任期が3年となっておりますけれども、今度任期は3年に変わるのですか。

○教育長（木戸義夫） 教育長は今の任期が終わるまでは経過措置として、現在の制度上におかれます。4月以降に選ばれる新教育長については任期は3年、教育委員については従来どおり4年となります。

○委員長（紅林由紀子） ほかにはいかがでしょうか。

新しく開かれることになる総合教育会議についての報告でしたけれども、先ほど事務局をどこに置くか、開催頻度等は年明けにということですがけれども、これについては個々の地方行政団体でそれぞれ決められることなんでしょうか。

- 教育長（木戸義夫） それは、それぞれの事情で決められるということです。ただし、教育委員会は従来どおり毎月開くというのが普通です。プラスアルファとしてこういうことを協議する場として市長が皆さん集まってくださいということです。
- 委員長（紅林由紀子） 例えば、もう来年度 27 年度に向けてはいろいろ計画を今、策定されていらっしゃる時期かと思うんですけども、それとその総合教育会議との関わりという面ではどういう感じになっているんでしょうか。
- 教育長（木戸義夫） 27 年度については、まだ 4 月 1 日が施行期日ですから前段でそういう協議をするなら一向に構わないんですけども正式な総合教育会議ではないということです。4 月 1 日以降、設置をするということになりますので。これには経過措置がありませんので、もう 4 月 1 日になればこの制度が動き出すということです。
- 委員長（紅林由紀子） それでは、4 月 1 日からこの制度が動き出すにしても、この会議をいつ行うかについては、それはその自治体で考えていけばいいということですね。
- 教育長（木戸義夫） そうですね、総合教育会議の中でどういうことにしようかというのを決めていくことになります。
- 委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。
ほかにはいかがでしょうか。
新しい形にはなっていくということで、よりうまく教育委員会と市長と、より緊密に連携を取って教育のことを進めていけるような、よりいい形になっていけばというふうに思いますけれども、特に今はよろしいですか。
それではまた、この件につきまして、どういうふうに検討されたかというようなことが計画ができた段階で、またいろいろとご報告いただければというふうに思います。ではどうぞよろしく願いいたします。
それでは、以上で教育長の報告を終わります。
続きまして、日程 5、議事に移ります。議案第 41 号「昭島市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について」提案をお願いします。
- 社会教育課長（片岡国幹） 議案第 41 号「昭島市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。
この規則は、教育委員会の各部課の事務分掌を規定する規則でございます。生涯学習部の建設予定施設の名称を改めたことに伴い、生涯学習部の分掌事務を改める必要があることからご提案させていただきます。
恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。別添で生涯学習部の社会教育課社会教育係の第 12 項中、「社会教育複合施設」を「教育福祉総合センター」に改めるものでございます。社会教育複合施設の名称を改めたことからの規則改正でございます。なお、平成 27 年 1 月 1 日からの施行を予定しております。

簡略な説明で恐縮でございますが、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問やご意見などございますでしょうか。施設の名称変更に伴ってということでございます。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りしたいと思います。本件については原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） 御異議なしと認め、議案第 41 号は原案どおりに決しました。よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、議案第 42 号「昭島市立学校における教育課程編成基準について」提案をお願いいたします。

○指導主事（須田健太郎） 議案第 42 号「昭島市立学校における教育課程編成基準について」ご説明いたします。

本件は、平成 27 年度の昭島市立小中学校の教育課程を円滑に編成するために昭島市立学校における教育課程編成基準を定める必要があるため提案したものでございます。

全体を通しまして、文言の順序等を入れかえた箇所がございます。

まず、1の「教育課程編成の基本的な考え方」につきましては、学校における人権教育の一層の充実を図るため、(2)①「すべての児童・生徒が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身につけさせ、社会に貢献しようとする精神をはぐくむ」という事項を新たに加えました。

次に、3の「教育課程の編成実施等に当たって配慮すべき事項」につきましては、主だったものをご説明いたします。

(1)「確かな学力の定着」のウにつきましては、個に応じた指導に関する具体的な指導方法を明確にするために、習熟度学習につきましては東京都教育委員会が作成した「習熟度別ガイドラインに基づいた指導」を記載いたしました。

また、(2)「豊かな心の醸成」のオにつきましては、昨年の「いじめ防止基本方針」の策定に伴いまして、「すべての児童・生徒が安心して登校し、学校生活を送ることができるよう、学校のみならず家庭・地域と連携し、組織的にいじめの未然防止、早期発見に取り組む」と明記しました。

また、(3)「健やかな体の育成」のエにつきましては、安全指導や避難訓練など各学校が策定した計画を確実に実施するために、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、安全指導の年間指導計画に基づき安全教育を推進する」と記載いたしました。

最後に、(4)「輝く未来に向かって」のウにつきましては、「教育は学校だけではなく、家庭や地域と連携し進めることから、児童・生徒の望ましい学習習慣を身につけさせるために土曜日・放課後学習を推進する」の項目を加えました。家庭学習の重要性を各学校が家庭に伝え、家庭における基礎的な生活習慣や学習習慣を身につけさせていくことも重要であります。

昭島市立学校における教育課程編成基準につきましては 12 月 5 日の校長会で説明した後に、12 月 12 日に開催される平成 27 年度教育課程届説明会において各小中学校に周知いたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問やご意見、ご感想などございますでしょうか。

教育課程編成基準ということでございます。来年度の教育課程を編成するにあたってのいろいろな基準を。

小林委員お願ひいたします。

○委員（小林和子） どの項目も大切なことをふまえて定められているので、これで私はいいと思います。ただ、各学校がこれをもとに教育課程を編成される場合に、それぞれ学校で承知していらっしゃると思いますが、2 ページの 3 「教育課程編成実施にあたって配慮すべき事項」というところのエ「総合的な学習の時間」のことにについてなんですが、近年、基礎学力を重視するということで総合的な学習の時間が、結構教科の学習になっていったりということで、なかなか総合的な学習の時間、十分には時間が取れないかと思うんですが、やはりそういう基礎の学力がいろいろ生かされていくのはこういう各教科の枠を超えた横断的・総合的な学習の時間ということで、学習ということで、そういうことでやはり子供たちがいろいろな探求心であるとか、その中には学力だけではなくて友達とのコミュニケーションとか、いろいろな学習ができると思いますので、ぜひこの総合的な学習の時間も指導計画の中で大事にして組み込んでいただけるようにと思います。

関連して、3 ページの(2)「豊かな心の醸成の」ところのウなんですが、ここにも体験的・問題解決的な学習や自主的・自発的な学習を促進するというのがありますので、やはりこの辺も重視して教育課程を編成していただけるようにということで特にお願ひしたいなというふうに思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

今、小林委員のほうからお話しのありました点につきまして、何かございますでしょうか。

○統括指導主事（稲富泰輝） 総合的な学習の時間につきましては、教育課程の 2 番目の第 2 表のところの 4 番目の項目に必ず記載いただいて充実を図っていくところを今年度も徹底してまいりたいと思います。また、問題解決的な学習のところもすべての教科にわたって枠の中にとどまらないところもありますけれども充実してまいりたいと思います。ご意見いただきありがとうございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

ほかには何かございますでしょうか。

すみません、私のほうから。まず最初に、1 の「基本的な考え方」の部分で先

ほどご説明いただきましたけれども、人権尊重の理念の点につきまして1番に新たにつけ加えていただいたことは、大変いいことだなというふうに思いますのでありがとうございました。

それから、質問なんですけれども、3の「配慮すべき事項」の中のウの、先ほどちょっとお話しがありましたけれども、ウの家庭と先ほどお話しありました(4)のウの部分にもあります、土曜日・放課後補習の点なんですけれども、家庭学習と関連づけてというか、この重要性についてはいろいろ言われてきてはいるところなんですけれども、実際のところ、学校では土曜日・放課後補習というのは学校の中ではどういう位置づけにされているのでしょうか。例えば先生が担当するものとしての位置づけになるのか、こういった教育課程をつくるにあたっての位置づけというのはどういう形になるのかなというのがわからないんですけれども。

○統括指導主事(稲富泰輝) この家庭学習のところについては、「関係づける」というふうな文言でやらせていただいております。これにつきましては、教育課程の本体の中に「関係づける」という言い方にしまして、基本的には土曜日や放課後のところは授業ではないところになりますので、これについては外部人材での補習について推進してまいりたいと思います。ただ、その学習と学校の指導内容が関連していないと、せっかくの授業がなかなか効率が上がらないということがありますので、この関連のところについては市のほうで方針を示して各学校に伝えていきたいと思います。常に教育委員会の中で家庭学習のところはご意見をいただいているところでございますので、指導課としましても推進してまいりたいというふうに考えています。

○委員(小林和子) 今のことに関連してなんですけど、この土曜日とか放課後の授業の指導者ですね、もちろん先生ではない場合、今後これから将来、私は希望的なあれで、こうなったらいいなということで申し上げるんですけど、例えば保護者や地域の方々で教職の免許を持っているとか、そういう方で結構もう退職するといろいろ時間があってボランティアという形で学校に入って、そういう子供たちを面倒を見てくださればいいなとは思ってますね。というのは、やはり子供たち、さっき私、体験的とかいろいろそういうのは大事だと思いますが、その根底になる基礎的な、読み・書き・そろばんじゃないですけど学習は大事だと思うし、その辺のところはずねックになってなかなか学習についていけないというお子さんとか、いろいろ差があると思うんですね。そういうところの子供たちは、地域の方とかでもちょっと心得のある方なら教えられると思うんですね。簡単な、読み・書き・そろばんのようなことはね。だからそういうようなことで地域の方や保護者たちがそういう学校に来て教えてくださるというようなことは見とおしてどうでしょうか。やはりちょっといろいろ制約があったりして、例えば事故のこととかいろいろなこととかあるから難しいというようなこともあるんでしょうか。いかがでしょうか。

○指導課長(宇都宮聡) 小林委員におかれましてもご案内のとおり、地域の方々を活用するというのがよい面と悪い面とがやはりあると思います。やはり学習が遅れ

ているお子さんのその状況を地域の人に見てもらおうということは、いやがる保護者の方もいらっしゃるからその辺は慎重にしなければならないなどというふうに思っておりますけれども、東京都の人材バンクですとか退職校長会との連携を組みながら、人材の確保については指導課が中心になってやってまいりたいなどというふうに考えております。

○委員（小林和子） ぜひ、そういう活用できる人材の方がいらっしゃればやっていただけるとありがたいなどというふうに思いました。ありがとうございました。

○委員長（紅林由紀子） そういう人材バンクというかそういうことは、どういう人が登録できるようになっているんですか。

○指導課長（宇都宮聡） ご本人が、登録したいとおっしゃる方が登録できるのが東京都の人材バンクになります。それから、本市におきましても教育活動支援員というので登録をさせていただいている方がいらっしゃいますので、今、特別支援学級の介助員ですとか指導員の方々もそういうところからピックアップをさせていただいたり、一般に募集をかけさせていただいたりというふうにしなから活用しているところでもありますので、基本的には、ご意思のある方がご自分で登録なさると。退職校長会のほうは退職した校長、副校長先生、先生方も登録していらっしゃる方はボランティアとして各学校に入らせていただいております。現在も昭島の学校の中に何人か入らせていただいておりますので、そういった形で事業を起こすことによって声かけをしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。もったいないというか、そういった人材は有効に活用させていただきたいという部分がありますので、ぜひとも、それが多くの人が知られるような形でPRしていただければなどというふうに思います。

先ほど、小林委員からもご提案いただいた面も、私も共感できる部分が結構あるんですけれども、家庭学習って、やっぱり一人でしっかりと意思を持って家庭学習をしっかりやるというのは、結構子供によっては難しい部分もあるんじゃないかなというふうに思いますので、そこにちょっと励ましの声をかけてくれる人がいるとちょっとやる気になるというケースも結構あるんじゃないかなと。それは、保護者が本来ならやるべき役割だとはもちろん思いますし、それこそが家庭学習だとは思いますが、なかなかご家庭によってはそれがしにくいご家庭が多くあるのも今の現状なんじゃないかなというふうにも思うんですね、地域によってとかいろいろあると思うんですけれども。そういったときに、3年生までだったら例えば保護者の方が働いている場合は学童に行っているケースが多いと思いますし、学童では学童の先生が子供たちに声かけをして宿題やりなさいみたいに言うと思うんですけど、そこを学童は3年までですよ。そこを終わった後は、子供が自主的に自立的に家庭学習をやらなきゃいけないという場面で、やはりちょっと励ましてくれる、あるいはみんなで寺子屋のようにできるようなそういった場があると、よしやろうというか重い腰を上げることもできるかなという部分もあると思いますので、何かしら、もちろん遅れているわからない部分

をケアしていくほうの補習という面と、家庭学習をちゃんとできるための何か環境づくりみたいなのもあってもいいのかなというふうには考える部分があります。いかがでしょうか。

○指導課長（宇都宮聡） ここでは、土曜日・放課後補習というふうに書かれておりますけれども、例えばこの範囲の中には、中学校で自己肯定感を持たせるために、漢検とか数検とか英検とかそういうものに取り組んでいて、実際に拝島中学でもその試験の前になると特別講座を開いてやっていたりします。それから、小学校ではほとんどの学校でサマースクール、夏季補習という形で4日、5日間やっているということがありますので、いろんな大きな広い意味での昭島の子供たちの学習の場を広げてあげるといような、そういったことを意図して今回の土曜・放課後補習という事業を考えております。

○委員長（紅林由紀子） はい、よく理解できました。ぜひそういったいろいろな意味での学習の場を広げていただければなというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

ほかには何かございますでしょうか。

すみません、もう1点だけ、3ページの1番上のアにあります「学級満足度調査の実施をふまえ人権教育を推進する」という分がありますけれども、これは前からこのようにありましたか。

○指導課長（宇都宮聡） 今年度から入れたものでありまして、次年度、平成27年に今のところハイパーQ Uという学級満足度調査を考えておりますが、これを全児童生徒とのほうに調査をかけていきたいというふうに思っております。これは、いじめや不登校の傾向であったり、学級の中でも位置づけであったり、要支援群のお子さん、一見、気がつかないお子さんでも要支援群であったり学校では表に出ないだけでもテストをすることによって家庭でのいろんな影響が学校の中でも出てくる、要するに裏で見えない部分が出てくる、そういったものの調査をかけて、担任の先生方にあなたの学級はこういうような状況ですよというのを示しながら学級経営のほうの充実を図っていくというふうな、そういったものを来年度初めての事業として行っていく計画でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。
小中合わせて全学年、全クラス。

○指導課長（宇都宮聡） 今のところ、全児童生徒を考えております。

○委員長（紅林由紀子） 大変大規模な調査になるということだと思いますけれども、まことにそれによって子供たちの状況がよく把握していただけるということでしたら、とても意味のあることだと思いますのでよろしく願いいたします。
ほかにはよろしいですか。

○指導課長（宇都宮聡） すみません、委員長。1点つけ加えさせていただきたいのですが、けれども、当初、ご説明申し上げなければならなかったんですがこの昭島市立学校における教科課程の編成基準というのは、昭島市立学校の管理運営に関する規則の第12条に基づく基準であるということをつけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） 了解しました。

ほかには何かございますか、よろしいですか。

それではお諮りしたいと思います。議案第42号は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） 御異議なしと認め、議案第42号は原案どおり決しました。それではどうぞよろしくお願いたします。

続きまして、議案第43号「昭島市スポーツ推進委員の委嘱について」提案をお願いします。

○スポーツ振興課長（武藤 茂） 議案第43号「昭島市スポーツ推進委員の委嘱について」提案理由とその内容についてご報告、ご説明申し上げます。

昭島市推進委員は、「昭島市スポーツ推進委員に関する規則」に基づき、市民のスポーツ推進を図るため、スポーツに関する高い関心と理解を持った方を委嘱しております。委員の定数は18名以内とし、委員の任期は2年でございます。本年3月の教育委員会に17名の方の委嘱についてご提案申し上げ、ご承認をいただいたところでございますが、今回は欠員となっております1名の方に就任していただくことでご提案をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料をご覧ください。新たにご就任いただく吉川隆志さんは、市内松原町5丁目にお住まいで、地元の松原自治会からご推薦をいただいた方で、日ごろはスポーツを通して自治会内でも様々な行事に参加されております。なお任期は平成26年12月1日から平成28年3月31日まででございます。

以上、簡略な説明で恐縮ではございますが、よろしくご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問やご意見・ご要望などございましたらお願いたします。

○委員（石川隆俊） 私も松原町の住人なのですが、町会などで、ちょっと私はこの方を存じ上げないのですが、どんなことに興味を持っておられるのですか。

○スポーツ振興課長（武藤 茂） この方は、会社のほうに普段お勤めなんですけれども、本人は、日々ジョギングですとかマラソンですとか体を動かすことが第一ということで、地元の自治会のほうで運動会ですとかさまざまなスポーツ行事に参加さ

れて活躍されているということは聞いております。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

ほかには何かございますでしょうか。

それでは、ないようですのでお諮りしたいと思います。本件については原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） はい、御異議なしと認め、議案第 43 号は原案どおりに決しました。ありがとうございました。

議案の審議は以上で終わりました。本日は協議事項はございませんので、報告事項に移ります。報告事項 1 「平成 27 年度予算編成方針について」説明をお願いいたします。

○庶務課長（柳 雅司） 報告事項 1 「平成 27 年度予算編成方針」についてご説明いたします。

平成 27 年度の予算編成について、企画部より 10 月 15 日に市の予算編成方針が出されました。その概要についてご説明いたします。

下段の本市の財政状況から説明いたします。まず、平成 25 年度決算状況については、歳入の根幹を成す市税収入は前年を上回りましたが、扶助費や公債費の増加などから前年を上回る普通交付税 8 億円を受けても財源補填をせざるを得ない大変厳しい状況にありました。

平成 26 年度においても、2 回の補正予算を経て、前年度からの繰越金や行財政健全化の効果を反映しても、なお 19 億 5,000 万円の財源補填の計上が続いている状況にあります。また、平成 27 年度以降の財政環境についても現下の社会経済情勢から市税収入などの一般財源収入の一定の改善は見込まれるものの、現時点では大幅な改善を見込める状況にはなく、一方で生活保護費や子育て支援新制度への移行に伴う扶助費などに相当な財源需要が見込まれるほか、立川基地跡地、昭島地区整理事業、(仮称)教育福祉総合センター整備事業、東中神駅自由通路整備事業、都市計画道路 3・4・1 号整備事業など大規模事業に伴う普通建設事業費の計上にも備える必要があります。

このような状況にあっても、第五次総合基本計画に基づき、元気都市あきしまのまちづくりの確かな実現に向けた歩みを 1 歩たりとも停滞させてはなりません。そのため将来を見通した財源の確保に努めた上で限られた財源を最大限に活用し、着実かつ効果的に各施策を推進すること。また、財政対応力を中長期的に堅持するため、将来を見据えた確固たる財政基盤の確立を目指すことを基本に予算編成をすることとしています。

7 ページをご覧ください。昭島市の予算編成は、経常経費については、要求基準額の範囲内で予算要求を行うこととしています。

要求基準額についてでございますが、まず対象経費につきましては、3 番の網掛け部分となりまして、経常的経費から人件費や扶助費、公債費の義務的経費などを除いた経費となります。政策的経費に区分されております平成 27 年度に新しく

行う事業や工事など、実施計画で採択されたものについてはこの要求基準額には含まれません。この対象経費から都補助金や使用料などを除いた一般財源について要求基準額の範囲内で予算要求を行うものとなっております。

8ページをご覧ください。教育委員会の各課の要求基準額が記載されております。総額では0.7%増となっておりますが、来年10月の消費税率の増を見込んでの額となっております。各課は、ここに記載の額以内で予算要求をすることとなり、一度とりまとめたところがございますが、消費税率の改定が延期されたことから今後減額が予定されています。

この予算編成に基づきまして、9月の教育委員会定例会の前にお話しいたしました内容を盛り込み予算編成を行ってまいります。平成27年度の予算案の決定後、委員の方々に改めて説明をいたしますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、何かご質問やご意見などございますでしょうか。

平成27年度予算編成方針についてということでございました。相変わらず大変厳しいということでございますが。

資料を拝見して、増えたのでぬか喜びしたんですけど。

特にはよろしいですか。それではまた予算につきまして、また決定後ご報告をよろしく願いいたします。

それでは報告事項1を終わります。続きまして、報告事項2「平成26年度昭島市一般会計第3号補正予算（案）〈教育委員会関係〉」について説明をお願いいたします。

○庶務課長（柳 雅司） 報告事項2「平成26年度昭島市一般会計第3号補正予算（案）〈教育委員会関係〉について」ご報告いたします。

この第3号補正予算につきましては、平成26年11月27日から12月15日まで開催を予定しています平成26年第4回昭島市議会定例会に提案を予定しているものでございます。

歳入の100万円につきましては、1964年東京オリンピック・パラリンピックから50周年の節目を機に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催機運醸成を図る目的で、市長会において助成金が創設されまして市の歳入として計上いたすものです。

歳出につきましては、歳入に計上されました100万円を受け、来年1月11日に開催されます新春駅伝競走大会の参加者及び役員で合計2,000人分の記念品を作成し、大会の盛り上げを図ります。

継続費補正につきましては、今年度から2カ年の工事を予定しておりましたつつじが丘北小学校増築等事業につきまして、資材、人件費等の単価上昇、工事内容精査による面積増や、北側扉の改修、スロープの設置、特別支援学級の吊りもの遊具、学級園の設置などにより総額及び年割額を変更いたすものでございます。

以上です。

- 委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。
ただいまの説明につきまして、何か質問やご意見などございますでしょうか。
2,000 人分の記念品ということでございますけれども、どういったものをご検討
されていらっしゃるのでしょうか。
- スポーツ振興課長（武藤 茂） これにつきましては、駅伝競走大会につきましては、
陸上競技協会さんのほうに委託事業として毎年実施しております。今回、この大
会委託という形で 100 万円を増額いたしまして、その関連でオリンピック等記念
の物品という形で作成をお願いするところですが、何をということになると、
陸上競技さんのほうが決めることですが、期間等の問題もありますので、
その辺は用意できるものという形で啓発に努めてまいりたいと思います。
- 委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。
駅伝大会に参加される皆さんに配られる物なわけですね。
- スポーツ振興課長（武藤 茂） 選手、先ほどご説明ありましたように、参加選手及び
役員の皆様に配布できる数を用意させていただきます。
- 委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。
ということだそうです。どういうものになるのか大変楽しみです。機運が上昇
するすばらしいものであってほしいなというふうに期待しております。
ほかには何かございますでしょうか。
小林委員をお願いします。
- 委員（小林和子） 今、つつじが丘北小の増築工事のご説明があったんですが、特別支
援学級の教室とか付帯したものをつくというような予定で、予定としては学級数
はどのぐらいを予定しているのでしょうか。
まだ具体的に決まっていなければ。
- 庶務課長（柳 雅司） 特別支援学級の教室数としましては固定級 4 つを設置する予定
でございます。
- 委員（小林和子） ずいぶんたくさんあるんですね。
- 委員長（紅林由紀子） その教室は、固定教室の 4 教室は、今南小にある、杉の子さん
ですか。
- 指導課長（宇都宮聡） 今お話ししたのは、教室のプレイルームとかそういう部屋数で
あって、学級数に関しては現在固定級 2 学級、3 担任でやっていると思いますので
おそらくその同規模のものがいくような形での教室配置はさせていただきます。
失礼しました。3 学級でした。3 学級 4 担任でやっていますので、それと同等
の。

- 委員長（紅林由紀子） 現在、杉の子さんも、もうそうだということですね。
- 指導課長（宇都宮聡） そうです。ただ6年生が抜けて新1年生が入ってくるので、そこで学級数は減るかもしれませんが、スペースとしては今話があった4教室分がありますということです。
- 委員（小林和子） ありがとうございます。クラス数のことを伺ったのは、そのほかに私がイメージしたのは共成小学校の若草学級、あそこのところは、今はやらないでしょうけれども宿泊施設とか、あと調理実習できるようなそういうスペースなんかもあったんですね。そうするとこの特別支援学級の子供たちにも、家庭科室を使うということもあるんでしょうけど、一般の学習と家庭科の授業なんかと重なってしまうとそういう所が使えないし、そういうところでやっぱり特別支援の子供たちもそういう体験的な、いろいろ日常のそういう調理とか、簡単な運動をするとか、そういうスペースがあるといいなと思ったものですからちょっと伺いました。
- 庶務課長（柳 雅司） 調理スペースですけれども、現在のつつじが丘南小学校には調理スペースがございまして、当初、つつじが丘北小学校の増築部分にも調理スペースを考えましたけれども、学校と調整をしていく中で最近では利用が少なくなってきたということで、調理をする場合には家庭科室を使うということで、調理室については今回設置を予定しておりません。
- 委員（小林和子） ありがとうございます。本当はそばにあったほうがいいなと思ったんですけども、学校のそれぞれの、実際に子供を見ていらっしゃる先生がそうおっしゃるんだったら。
- 指導課長（宇都宮聡） それについては、つつじが丘北小の校舎の中には通級指導学級もあります。したがって通級指導学級と固定級のお子さんとの交流等も、要するにインクルージョンを将来的に考えている学校としていますので、他の児童と交わる機会をつくりたいということで、固定級の中だけで関係するのではなくて、北小全体の校舎の中で児童が交流しながらやっていかれるようにという発想がありますので、今回、調理施設とか、入浴施設みたいなものはありません、シャワーはありますけれども、入浴施設いわゆる自立活動に資するような施設については共用で使っていくという形でございます。
- 委員長（紅林由紀子） この増築部分というのは、特別支援学級の教室のほかにも何かあるんですか。
- 庶務課長（柳 雅司） 1階の部分につきましては特別支援学級になりますけれども、2階の部分には普通教室、多目的室、また3階の部分につきましては普通教室とパソコンルームを設置する予定でございます。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。移動は、完全にくっついてしまうんですか。廊下をぶち抜いてというか壁をぶち抜いて。

○庶務課長（柳 雅司） 建物は別ですけれども、各階の廊下がつながるような形になってございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。
というような形の校舎を増築ということでございます。ほかによろしいでしょうか。

それでは、この件は以上でよろしいでしょうか。これで報告事項2を終わりたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、報告事項3「教育委員と市立小中学校長との教育懇談会について」説明をお願いします。

○庶務課長（柳 雅司） 報告事項3「教育委員と市立小中学校長との教育懇談会について」説明いたします。

こちらは、第1回定例教育委員会の後に行っております教育懇談会の提案でございます。

目的は恐れ入りますがお読みいただきたいと思います。日時は1月15日木曜日、午後3時30分から午後4時45分、こちらは市立小中学校の校長先生方をお呼びしますのでこの時間とさせていただきます。会場は市民交流センターでございます。参加者は教育委員のほか、小中学校長、学校教育部長、指導課長、統括指導主事、指導主事になります。

内容についてでございますが、6グループに分けて、小中連携推進強化についてをテーマに懇談いただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

例年行われております。1月の校長先生方との教育懇談会ということでございます。この件につきまして、何かご質問やご意見ございますでしょうか。

今回、全21校6グループに分け、ということございますけれども、これは中学校の数に合わせてということなんですか。

○庶務課長（柳 雅司） そのとおりでございます。中学校6校ということで6グループに分けさせていただいております。

○委員長（紅林由紀子） でも、小学校は結構重なっていますよね、その辺は実際的なその小中連携のことについてお話しするには、ちょっと難しいと思うんですけれどもその辺はいかがなんでしょうか。

○指導課長（宇都宮聡） 本市の小中連携については、既に昭島市立学校における小中連携推進の考え方というものの基づいて実施しております。また、小中連携推進委

員会を指導課で進めておりまして、それも6ブロックに分かれてやっております。ですので、いろいろな中学校に分かれる学校があるんですけども、主に連携を組んでいる学校というふうな形でやらざるを得ないというふうに考えております。以上です。

○委員長（紅林由紀子） では、実際にもう既に6グループでお話しを進めていただいているということですので、それに従ってということですね。そうすると懇談会においては実際にそういう形でやっていらっしゃる状況について、教育委員がいろいろお話しさせていただいて、その実情とか課題について学ばせていただく場というふうな形で捉えておけばよろしいでしょうか。

○指導課長（宇都宮聡） 平成25年度の小中連携推進委員会の最終的なまとめのリーフレットは、お手元に渡っていると思うんですが、再度お渡しをさせていただくの、考え方について事前資料としてお渡しをしたいと思いますので、そちらにお目通しいただいて、ご質問やら課題点やらのご指摘をいただければなというふうに思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。
ということでございますがよろしいですか。
それでは、ご質問ないようですので、これでこの件は終わりたいと思います。1月15日でございますのでどうぞよろしくお願いいたします。
続きまして、報告事項4「平成25年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」報告をお願いいたします。

○指導主事（美越英宣） 「平成25年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」報告させていただきます。

調査の目的は、生徒指導上の諸問題の現状を把握することにより、今後の施策の推進に生かすためです。

平成25年度の調査の結果、いじめに関しては小学校196件、中学校17件と下回りました。これは、日々の職員の打ち合わせでいじめ問題について共通理解を図ったり、いじめ問題に対する校内研修会を行ったり、道徳や学級活動の授業でいじめに係わる問題を取り上げ指導をおこなったりしたことにより、学校が日常的に取り組んだ結果です。また、中学校の認知件数が大幅に減少した原因としては、中学校1年生を対象としたスクールカウンセラーとの全員面接を行うことにより、生徒から直接悩みを聞くことがいじめの未然防止の取り組みへとつながったと捉えることができます。

今年度も、いじめは常に起こる危険性があることを継続的に指導するよう、各校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止に取り組むように学校に指導します。

また、不登校の出現率は経年変化を見ると、小学校は0.09%増、中学校は0.02%増の結果となり、どちらも東京都の経年変化の差より低い数値となりました。これは、適応指導教室の指導内容と指導体制を充実させることにより、不登校の子

供が通いやすい環境をつくった結果であると考えられます。さらに小学校は33.3%、中学校は24.4%とともに復帰率が上がっていることから、適応指導教室の指導の効果も現れていることがわかります。

ほかの取り組みとして、一人ひとりの児童・生徒の支援を個別の状況を確認する「個別適用計画書」により明らかにしたこと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校と子供の連携支援員を活用したことも効果があったと捉えられます。

さらに暴力行為については、小学校がゼロ件、中学校は25件の結果でした。これは、生徒同士の話し合いで解決することができる事項でも暴力行為につながってしまうという報告がありました。このことについては、毅然とした指導を徹底してまいります。

今年度は生徒指導の徹底、及び授業規律の確立とともに特別な支援を要する場合には、専門機関との連携や個別指導の充実を図るよう進めてまいります。

以上、報告をさせていただきます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問やご意見ございますでしょうか。

いじめ、不登校、暴力行為ということでの調査結果についてご報告いただきました。

○委員（小林和子） いじめについて、今説明ありましたように、25年度大幅に減ったということは、やはり学校の先生をはじめ保護者、地域の方もそうでしょうし、いろいろな方々が、やはり新聞に出たような大きないじめ事件を契機に、いろいろ見直したり反省したりして、一人ひとりの子供たちに、よく子供たちを見たり関わったりということで、子供たちの心にも寄り添っているいろいろな効果を奏したのかなということで、合計数として半数以下になっている、とてもこのいじめ自体、数字で出てくるのではないほうがいいわけですが、でも大幅に減ってきたということは、やはりそれだけの努力があったことかなと思いますので、今後も引き続いてこれがもっと少ない数字になるように、みんなで努力していただきたいし、私たちが気をつけていきたいなというのは思います。

一つ、質問なのですが、一番下の暴力行為のところ、教師暴力、生徒間はわかるのですが、対人暴力っていうのは外部の方かと思うんですが、これはどのようなことか、差し支えなければということと、あと器物破損についても9件ありますが、具体的にどういうことがあったのか、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

○指導主事（美越英宣） 対人暴力については、公園で違う学校の子供と遊んでいる時に少しけんかになってしまったという例で1件とさせていただきます。

器物破損については、昇降口で少し遊んでいて、そこで窓ガラスを割ってしまったというふうな形でのことが1件ございます。トラブルの中で少し学校の物を壊してしまったということがここで挙げられて、つけさせていただきます。

○委員（小林和子） 手でやったって、けがをしなかったんでしょうかね、本人は。

○指導主事（美越英宣） けがはしておりません。

○委員長（紅林由紀子） ほかには何かございますでしょうか。

一つ質問させていただきたいんですけども、先ほど適応指導教室の指導の結果が大変大きいというお話がありましたけれども、この適応指導教室への登校は不登校になるんですか、ならないんですか。

○統括指導主事（稲富泰輝） 適応指導教室にお子さんが来られた場合は、その記録を取っております。それについては各学校のほうに戻しまして、何月何日は適応指導教室に通っていましたということをもって出席というカウントにしています。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございます。

中学生の適応指導教室に何度かお邪魔させていただいたことがあるんですけども、大変雰囲気がよくて、居心地がよさそうな感じだったので、本当にこの子どもたち学校に行けないのかなというふうな、あそこではみんなにこにこしていたりして、やっぱりああいう場が用意されているということは、すごく素晴らしいことだなと、ありがたいことだなというふうに思いましたし、そういうところで自分の能力とかそういうことに気づいて、さらにもう一つ階段を上げられるようになってもらえるといいなというふうにも思いました。なので、先ほど報告させていただいたことはとても納得いく部分がありました。

と同時にちょっと私が気になったのが、小学生の不登校率がだんだん上がってきているような気がするところ、気になるところだと自分では思っています。中学生のほうはもちろん多いですし、上がったたり下がったり、何となく数値的には変わらない部分があるんですけども、中学生ってとても難しい時期ですし、もちろんいいほうには決まっていますし、一時いけないということになってしまう子がいることが仕方がない部分もあると思いますし、そういうときに先ほどの適応指導教室のようなところで、少しリカバリーしてまた復帰するみたいなことができればそれでいいんじゃないかなと思うんですけども、小学生が少しずつ上がっていつているところ、ちょっと気になるところなんですけれども、このあたりについて何か思い当たる節というか、原因といった、いろいろな原因があると思いますが、最近ちょっとずつ増えているように感じるんですが、その点については何か感じていらっしゃることは先生、現場にいらしていかがでしたか。

○指導主事（美越英宣） 一つは子供たちの多様化があるんじゃないかなと。悩みもそうですし、今の調査の中でわかったことは、友人関係で悩んでいることと、学業不振で悩んでいることで、なかなか学校に行けないということで小学生からも出ております。一つ大きな課題だなと感じているのは、家庭と連携が取りづらい場合に、なかなか登校刺激が与えられない場合があります、そこは少し大きな課題だなと。そうならないように未然に家庭と学校が連携をすることがすごく大事だ

なというふうに思っています。

以上です。

○委員（小林和子） 今に関連してなんですけど、中学校の適応指導教室、子供たちはすごくいきいきして楽しそうにやっていて、その子供たちがどうして学校に行かないか、学校へ行ったら、うまくほかの子供たちとやっっていけないということが結構あるんですよ。それは、私もかつて2年間、中学生の不登校の指導の教室にいたんですが、その教室にいる間は子供たちとても楽しそうに学習も活動もいろいろやりましたので、そういうところでは過ごすんですが、じゃあすごくそうになったから学校に戻れるかっていうと一概にはいかないんですね。そうになったから学校に戻ってご覧なさいということで学校へ行って学年が変わるときに環境が変わりますから、結局いろんな人間関係と学業不振と主な原因がそういうことがある、もちろん病的なところもあるんですけど、その場合に人間関係、学級のことかあるいは先生とのいろいろなうまくなくてということで来た子供たちは、学年が変わってクラス替えになってとか、そういう人間関係が変わると戻って、新しい学年で学校に戻れるということもあるんですけど、それはそんなに多くないんですよ。それで結局またしばらくは行ったけれども、また元の適応指導教室に戻ってくるということが結構ありまして、その子供たちが適応指導教室はすごく楽しく元気に意欲的に学習もしているということがあって、目標としては学級に戻れるようにということで、その指導教室でやるんですけども、そうやって戻れたお子さんもいますけれど、最終的に中学生ですから、3年になると進路を選ばなければいけない、その進路を選ぶ段階になって、高校はすごくいろんなその子供にあった学校というのがあるんですよ、時間が必ずしも朝早くからではなくて10時ごろからいけるとか、子供が選べるような、そういう高校があるんですよ。それから、フリースクールとまではいかないけれどそういうような民間の学校とか、いろんなところで見ましたけれど、都立でも結構そういうふうに弾力的な時間を持って学校に通えるようなそういう学校があるものですから、そういうところに行って、結構ほとんどの子供たちは都立校のそういうところに試験をして合格して、高校に行ってから、大方はちゃんと通えているというか、その中でその子にあった学習をしている。その後こっちへ異動しましたから、そこをやめましたからはっきりわかりませんが、ほとんどその高校では挫折してという子はいなくて、それなりに通っているというような、そういうことを考えると、子供の学習というのは学校できちんと卒業してみんなと一緒に学習するのがベストですけど、そうじゃなくてもその子が学ぶ環境でそういう環境で学べたら、また高校ぐらいになって自分でそういう学校できちんと学んで、最終的にやっぱり社会人として自立できるというそういうところになればいいのかなって私もそういうふうに思いましたね。なかなか学校に復帰して、自分の学級に戻れるのが一番いいんですけど、なかなか学校でいろいろトラブルがあったりするとトラウマになってということがあって、学校の近くまで行ったら気持くなったりとかそういう現象が起きたりするし、そういうことで適応指導教室で、学力が問題で学業不振で来た子供たちは、そこで小学校の3・4年生ぐらいの学習から戻って学習して、簡単な割り算・引き算とか少数のかけ算・引き算とかそういう

ところも学習して、そして中学校の学習に追いついて、同じ学年ぐらいのレベルぐらいまで上がっていくと学級に戻って、そのまま普通学級でやっていけるというようなお子さんもいました。そして、その子たちは普通に卒業式も無事にみんなと一緒に卒業したってそういう話も何人も聞いていますけど。

だから子供って本当にいろいろな個人差があるというか、簡単に私たちも学校に戻ればということでしたけれども、一概にはそうはいかなかった。でも高校にはみんな行けたし、適応指導教室に来ているときはとても明るく元気で、最初入ってくる時はすごく暗い顔で、意欲も全然なく入ってくるんですけどもすごく意欲的になって活動をやっている姿もありますから、さっき委員長がおっしゃった適応指導教室では元気にやって楽しそうというのは、やはりまずそこへ通ってきてくれて、そうなるのがまず大事かなというふうに思います。

○委員（石川隆俊） 小林委員に大変いいお話を聞いたんですけども、実際先生がそういうふうになさっているときに保護者は協力的ですか。例えば、もう学校に来ないと、うちで引き取ってくれとかいうようなそういうような話し合いができる状況が多いですか。保護者、両親です。あるいはそういう状況になった時に相談に来てくれたり、しょっちゅう連絡ができて、うっかりすればうちにもいないし学校にもいないということだって起こりかねませんよね。

○委員（小林和子） 保護者とは頻繁に連絡は取りますしね。

○委員（石川隆俊） じゃあ保護者はやっぱりよくわかっているんですね、状況は。

○委員（小林和子） わかって、最初の段階はわからないで来る方もあります。いじめにあつてということで見えて、いろいろ話をして、私が勤めていたところは適応指導教室ばかりではなくて同じならびに教育相談の部署があったものですから、その子供たちは適応指導教室に来ながら週1回とか、だんだんよくなれば月に1回ぐらいとか、スクールカウンセラーの先生、あるいは心理カウンセラーの先生と面談をして、それから保護者と一緒に面談するときもあるし、生徒一人が面談するというようなこと、両方でやりましたね。

○委員（石川隆俊） 保護者の放任みたいな形になっている不登校というのはあまりないんですね。つまり保護者の努力が足りないから不登校になっているという例はあまりないんですね。

○委員（小林和子） いや、最初の段階はそういうふうな状態で保護者がわからないというかでいらっしゃる方も随分います。でもだんだん、やっぱりよく話し合うというか、それから教室なんか、しょっしゅう授業参観みたいにいつでも入ってきて子供たちの様子を見てもらったりと、そういう子供の変化で保護者も変わっていくというか理解していくという感じですかね。

○委員長（紅林由紀子） 昭島の場合はどうでしょうか。

○統括指導主事（稲富泰輝） まず、今の話のところで前提としてお話したいんですが、適応指導教室に通われているお子さんの保護者はしっかりと子供の状況を見ていただいて、悩んでいて、それでどういう状況で適応のほうに通わせたいという意思があった上で入っていただいております。ですので、先ほど小林委員からお話しがあったように、連絡をしたときにはすぐに来て子供の様子を見ていただいたりまた面談をすると。先ほどあったように教育相談室のほうはもくせい適応指導教室と同じ建物の中にありますから教育相談にかかる、これに加えまして本市はスクールソーシャルワーカーが係わっていますから、家庭のほうでなかなかちょっとこのタイミングが見えづらい、例えば仕事を夜遅くまでされている保護者がいる場合にはその時間をつなぐということをスクールソーシャルワーカーがやっております。

適応指導教室で学習している子は、やはり最初入ってきたときには集団の中で活動することは難しいので、比較的個別学習ができる部屋から1対1での学習を始めていきます。それが慣れてきて、そのお子さんの様子にもよりますけれども3カ月、6カ月かかってみんなでわいわいできるような雰囲気になってきて、そして小林委員からもご指摘がありましたが学校行事、中学校の例でいきますと合唱コンクールであるとか修学旅行、そして学年が変わるタイミングを見て、そろそろいってみようかなといった時にしっかりと後押ししてあげるような役目を果たして、それで復帰に至るといったパターンとなります。

逆に申し上げますと、保護者のほうで適応のほうを考えるのがまだちょっと難しい状況のお子さんについては、その適応指導教室の利用が難しいので、やはり適応のところにかかってくるか、これが今課題としてあるかと思えます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

まず、最初に適応指導教室に来る前に、やっぱり保護者が悩んでいる場合は教育相談室に連絡して相談したりとか、学校のほうのカウンセラーに相談したりとかいろいろな窓口はあるというわけですね。

○統括指導主事（稲富泰輝） 入り口はさまざまな形で設けております。教育相談室とスクールカウンセラー、または学校の担任の先生や養護教諭が絡んでくることとなります。ただその後の書類のところについては一本化した形で、保護者のお考えのところと学校の見た考えのところ、そして適応のところを体験していただいて適応指導教室の今後の指導方針が合わさったところで適応指導教室の入室という形になっております。

○委員長（紅林由紀子） 先ほど石川委員のほうからお話しありましたような、保護者が全く放任的であるがゆえの不登校というのは、例えば中学生で3.5%いるうちのどのぐらいという感じかは。

○統括指導主事（稲富泰輝） 一概には申し上げられないところはありますし、本当に個々の事情が複雑に絡まっていることがありますので、数字のほうについて、すみません、きょうはそちらの資料を用意していないんですが、ただ、半分には満たな

いですがけれどもいくつかはあるかなという感じです。

○委員長（紅林由紀子） そういうケースもあるということはわかりました。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。なかなかいろいろな要素が絡まっていて難しいところではあると思いますけれども、そういった教室に通って、先ほど小林委員からお話しもありましたように、今、本当に高校もいろんなスタイルがあるので、先々学んでいくことができるような状況にしていっていただけたということはすごく大切だしありがたいことだなというふうに思います。

○指導課長（宇都宮聡） どうしても出現率が減っていない、小学校のほうが増えている状況があり、4カ月に1回、どの子がどういうふうに不登校になっているのか、起因はなんなのかというのを、全部児童名を挙げて調査をかけています。そのように追跡をしておりますが、やはり4・5・6年、高学年になると増えてきている。したがって、先ほど教育課程編成基準のところでご指摘いただいた学級満足度調査で、いじめ、不登校、1年生からずっと不登校なわけじゃないですからどこかで発生しているわけであって、それを早く私たちが知って、手を差し伸べてあげる、要するに不登校にさせないというところ、それに重点をおいて、この学級満足度調査のほうにつなげていきたいなというふうに思っています。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

そういったきめ細かい調査をしていただくことで、原因が見つかっていくということから、その解消をしていくことにつなげていただければなというふうに思います。

私がちょっと心配していたのは、生活の逆転みたいなことがあるのかなど。小学生でも今、結構聞いていると夜寝る間が遅かったりとか、原因はいろいろあると思うんですけれども、ということから朝起きられなくて、朝起きられないところからだんだんちょっと遅く行ったり遅刻していったりというようなことからだんだん、だんだん生活が逆転しちゃって、ついには行けなくなってしまうようなケースもあるのかもしれないなど。社会全体がだんだん夜型化しているような気もしますので、そういったことも一つの原因としてあるのだろうかというふうにちょっと自分でも思っていましたので。今はもう結構ですので、今その調査をしていく上で、いろいろわかってきたらまたいろいろ教えていただければというふうに思います。

○委員（小林和子） おっしゃるようにそういう子供も結構いました。昼夜逆転というんでしょうか、夜遅くまでゲームとかあいうものをしていて、ひところ言われましたね、夜遅くにゲームをやると神経が高ぶって眠れないからって、そういうふうになって結局夜は寝られなくて、朝方になって学校行くころになって眠くなってしまってそれで寝て、お昼ごろ起きてということで、当然そういうことをすると学業も不振になりますよね、学校に行っていないからそういうところでポット学校に行っても全然学習についていけないというような、そういうことで不登

校になって、それで適応指導教室に来るといことなお子さんも、そうですね、3分の1ぐらいはいましたね。そういうお子さんも、適応指導教室に来ることでだんだんとそこで時間を決めてちゃんと朝早く来るようになっていきますから、たまにやっぱりそうじゃなくて遅れてくるんですね、10時ごろとか、最初のうちはやっぱり10時登校が当たり前みたいになっていきますけど、だんだんそういう中で指導したり、ほかの子供たちがもっと早くから楽しそうなことをやっているとかいことになると本人ももっと早く来ようといことであるようになって、だんだん元に戻っていったりはしますけど。

それとさっき、保護者の放任でといことなお話がありましたね。放任はあまりない、滅多にね、仕事が忙しくて放任といことな方もないわけではないけれども、ほとんどの場合はむしろ係わりすぎといことか、子供と親御さんと子供と一緒に悩んでいるんですね、学校の友達関係で悩むとか先生とのトラブルで悩むとか、そういうことで親御さんのほうがむしろそれで学校を拒否してしまうってそういう人もありましたね。ですからその辺のところの気持ちをほぐしていくといことか、そういうことをしていかないと、親御さんの気持ちをほぐさないと子供もやっぱりすんなりと指導が入っていかないといことか、そういうような状況もあります。だから、以外と放任じゃなくて、今子供が少ないから、親御さんがちょっと子供が学校に行かなくなるとすごくそれに悩んじゃって、ああしろこうしろと関わり過ぎたり、子供より先走って、子供によかれと思いうんですけれどもいろんなことで学校のほうに訴えたりとかして、それで逆に誤解して学校なんか信用できないといことなふうになったりもするんですね。だから原因はいろいろ千差万別、もちろん病的に朝起きられないといことな子もいますしね。

○委員（石川隆俊） 私は友達から聞いたんですけど、自分の子供が授業中眠ってしまったといことのがずいぶん困ったといことのがあります。そういう例もありますか。授業中眠っちゃう子、普通の授業で眠っちゃってこっくりこっくりやっているといことなものもありませんでしたか。小学校の高学年から中学校ぐらいですね。中学生ぐらいで授業中眠っちゃってですね。

○委員（小林和子） 通ってきている子供で。いや、そういう子はいなかったですね。でもたまにやっぱり朝なかなか来られないような子、たまに眠くなって寝ているといことのがありましたそういえばね。

○委員長（紅林由紀子） 今はそういう病気もあるそうですね。朝起きられない病気といことか。思春期に多いそういう病気もあるといことなふうには。

○委員（小林和子） それはそれで病院に通っています。お医者さんと相談して。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。この件についてはまたいろいろと調査をしていただいているといことなことでありますので、いろんなことがわかりましたらぜひご報告いただければといことなふうに思います。

それではこの件はよろしいでしょうか。では終わりたいと思います。ありがと

うございました。

続きまして、報告事項5「昭島市民図書館つつじが丘分室防水塗装工事の実施及び工事に伴う休館について」をお願いします。

○市民図書館長（石川千尋） それでは、「昭島市民図書館つつじが丘分室防水塗装工事の実施及び工事に伴う休館について」ご説明いたします。

つつじが丘分室、いわゆる新幹線図書館と言われているところでございますけれども、この図書館の老朽化に伴い防水塗装工事を行います。工期は予定でございますが、12月上旬から2月下旬でございます。これに伴う休館の予定でございますが、12月8日から2月28日でございます。工事の進捗状況によりまして休館を短くしていこうと考えております。

なお、休館への対応でございますが、昭島市公民館におきまして予約受け取り館をつつじが丘分室と指定された方への本の貸し出しと返却本を預かる業務をいたします。

周知につきましては12月1日号の広報と日程が迫っておりますので既に市民図書館のホームページ等でもってご案内をさせていただいております。

以上で報告を終わります。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。つつじが丘分室、新幹線図書館の防水塗装工事ということでございます。それに伴う分館ということでございます。よろしいですか。

それでは、よろしく願いいたします。

以上で報告事項1から5までの説明が終わりました。報告事項6から11については資料配付のみとなっておりますが、何かご質問などございましたらお願いいたします。

(6)昭島市教育委員会事務局職員の人事異動について

(7)平成26年度昭島市中学生海外交流事業(受入)の実施報告について

(8)昭島市教育委員会関係行事予定(平成26年12月から平成27年3月について)

(9)平成26年度昭島市学校給食費会計上半期報告について

(10)第60回昭島市新春駅伝競走大会の参加申し込み状況について

(11)昭島市公民館主催事業について

でございます。何かございますでしょうか。

一つ質問させていただいてよろしいですか。給食費の件なんですけれども、収納状況表についてですけれども、これについては毎回いろいろお話しが出ていたと思いますが、過年度分の収入未済額について、かなり学校によってばらつきがある、金額においてですけれどもあるようなんですが、ゼロということはすばらしいと思うんですけれども、それ以外のところについて結構金額の差があるんですが、この人数、一人が多額の部分で収入未済になっているかそういったことについては、これだけの差がつくのはなぜなのかという点について何かご説明いただける範囲内で教えていただければと思うんですけれども。

○学校給食課長（沖倉正樹） 最近の傾向として、払ってくださる方、払っていただけない方、こういうところがはっきりしてきているという傾向がございます。そういったところでは、高額の滞納者がいますとやはりその学校は金額が大きくなるという傾向にあるかと思えます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。滞納している人が多い少ないというよりは、払わない人が固定的に払わないと。そういった場合はどうされるんですか。

○学校給食課長（沖倉正樹） 収納に関しては、これは支払いをしていただくようお願いをしていくというのが今取りうる手段ということになってございます。給食を停止したりですとか、そういう措置までは踏み込んで実施しておりません。

また、市によっては取り入れているところもありますけれども、司法機関を通じた支払督促ですね、こういったことも取り入れているところもございますけれども、昭島市の場合はそういった措置は今のところは取っておりません。直接的に私ども担当がお支払いに関して学校給食の性格を説明申し上げて収納させていただくと。また、収めていただくにあたっては、児童手当等も充てることができますので、それを中心に交渉はさせていただいております。ただそれも困難というのは、税の申告をしておりますと児童手当のほうも支給が受けられないということになりまして、そういった方に関しては、児童手当を給食費に充てさせていただくと、こういった措置もとれないというような状況になりますので、そういった方の滞納がどうしても多くなってしまうということでございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。なかなか難しいところがあるわけですね。

○委員（石川隆俊） 報告資料 11 番の、多摩川の源流というところについての講演会があるようですけれども、私も多摩川の源流というところと小河内、あっちからずっと小菅とかそっちのほうに行く流れかと思えますけど、「多摩川源流大学」というのはこれは大学事務局とあって東京農業大学の先生ということなんですけれども、この多摩川源流大学というのは本当にそういう大学があるのか、それともそういう講座の名前としてそういうふうにつくっているのか、どっちなんでしょうか。

○市民会館・公民館長（辻みえ子） 正確に調べておりませんが、例えばNPO法人ですとかそういう機関で活動をされているところでの多摩川源流大学事務局となっているのかと思えます。

○委員（石川隆俊） じゃあいわゆる大学というのはたまたまそういうNPOの名前として使っているわけですね。

○市民会館・公民館長（辻みえ子） いえ、たとえで出しましたけど、研究する機関として。NPOということであればついておられると思いますので。東京農業大学、こちらのほうは大学の非常勤講師となっております。

○委員長（紅林由紀子） 大変おもしろそうな興味深い内容だなというふうに私も拝見しました。

ほかには何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは続きまして、その他の事項について事務局から何かございますでしょうか。

ないようですので、最後に次回の教育委員会日程についてお願いいたします。

○庶務課長（柳 雅司） 次回の教育委員会定例会の日程でございます。12月18日木曜日、午後2時30分から、場所は市役所の301会議室でございます。よろしく願いいたします。

なお、この日ですが定例会の前に教育施設の視察ということで昭和中学校を訪問し、生徒会役員とともに給食を食べながらお話しをしていただき、5時限目の授業を見ていただきまして、こちらに戻ってから定例会と考えております。懇談の中でいじめ防止についても話す予定です。当日は12時10分に市役所に集合し昭和中学校の訪問を予定しております。詳細につきましては、後日通知申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ということでございます。次回は12月18日でございます。

それでは、ほかにないようでしたら、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、第11回定例会を終了いたします。大変お疲れ様でございました

以上

平成 年 月 日

署名委員

1 番 委 員

2 番 委 員

調 整 担 当